

## 今治市サイクルシティ推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、今治市サイクルシティ推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、官民一体となって自転車の活用推進に努め、交通ルール遵守、マナー向上などによる誰もが安全に安心して自転車を利用できる環境を整えるとともに、サイクルツーリズムによる地域活性化を図り、もって「サイクルシティ IMABARI」の実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 自転車関連各種事業の検討及び実施
- (2) 自転車の安全な利用の促進
- (3) 自転車施策に係る調査研究及び広報活動
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる団体をもって組織し、各構成団体がそれぞれ指名した者を協議会の委員とする。

(協力委員)

第5条 協議会の運営について、専門的な立場から意見を聴取するため、学識経験者や各種団体等を協力委員とすることができる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 会長は今治市副市長の職にある者をもって充てる。

- 2 副会長及び監事は、協議会の同意を得て、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、協議会の業務及び会計を監査する。

(委員及び役員の任期)

第9条 委員及び役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体の役職を離れたときは、その委員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 3 役員は、任期満了後であっても、後任者が選出されるまでは引き続きその職を行う。
- 4 会長は、委員に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて会長が招集し、議長は会長が務める。

- 2 総会は、委員をもって構成し、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。
- 3 総会は、次の事項を審議し決定する。
  - (1) 規約の改廃
  - (2) 役員の選出
  - (3) 事業計画及び収支予算
  - (4) 事業報告及び収支決算
  - (5) その他会長が必要と認めた事項

(役員会)

第11条 役員会は、会長が必要に応じてその都度招集する。

- 2 役員会は会長、副会長、監事をもって構成する。
- 3 役員会は、次の事項を審議し決定する。
  - (1) 総会議事に関する事
  - (2) その他会長が必要と認めた事項に関する事

(定足数)

第12条 会議は、協議会の構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第13条 やむを得ない理由のため協議会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。

- 2 会長が必要と認める場合は、協議会の委員に対し、書面により賛否を求め、その回答をもって協議会の議決に代えることができる。

(事務局)

第 14 条 協議会の事務を処理するため、今治市総合政策部交流振興局サイクルシティ推進課に事務局を置く。

(会計)

第 15 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

2 協議会の会計処理は、事務局が行う。

3 協議会の会計に関し必要な事項は、今治市会計規則及び今治市契約規則に準ずる。

(経費)

第 16 条 協議会の経費は、委員及び協力委員の負担金、寄付金その他収入をもってこれに充てる。

2 前項の負担金は、協議会の事業を推進するために要する費用を基に算出するものとする。

(オブザーバー)

第 17 条 協議会は、オブザーバーを置くことができる。

2 前項のオブザーバーは、愛媛県今治警察署、愛媛県伯方警察署及び会長が指名したものとする。

3 オブザーバーは、会長の求めに応じて総会等に出席し、必要な意見を述べることができる。

(その他)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和 5 年 4 月 18 日から施行する。

2 初年度の会計は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず設立総会の日から翌年 3 月 31 日までとする。

別表 今治市サイクルシティ推進協議会委員

団体名
今治市
愛媛県東予地方局今治支局
本州四国連絡高速道路株式会社 しまなみ今治管理センター
四国旅客鉄道株式会社 JR 今治駅
一般社団法人しまなみジャパン
今治商工会議所
越智商工会
しまなみ商工会
今治地方観光協会
今治市サイクリング協会
今治地方観光旅館ホテル同業組合
今治市自転車商組合
今治市 PTA 連合会
今治市交通安全母の会連合会
今治市交通指導員部長会